

新規保険収載項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(令和元年7月31日付、保医発0731第3号、令和元年8月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

(記)

【適用日】：2019年8月1日

◎ 新たに測定方法が追加された検査項目

検 査 項 目 名	実 施 料
(1→3)-β-D-グルカン	213点
算 定 区 分	
区分番号「D012」感染症免疫学的検査【免疫学的検査 144点】	

「37」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。

なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「26」のD-アラビニトール、「27」のアスペルギルス抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

※下線部の測定方法が追加されました。